

## USPTO がサーチ料等の返納手続等を規則化

2006年3月15日  
JETRO NY 澤井、中山

3月10日、USPTOはフェデラルレジスター(官報)で、サーチ料<sup>1</sup>および超過クレーム料<sup>2</sup>の返納(リファンド)に関する改正特許規則を公表した。本リファンド規定は、2004年12月8日に施行されたUSPTOの料金改定<sup>3</sup>において新たに導入されたものであり、要件等については別途USPTO長官が定めることとされていた。

今般公表された改正規則は、昨年6月21日にUSPTOより提案された規則改正案<sup>4</sup>に対するパブリックコメントを経て、規定をより明確化したものとなっており、3月10日付けで施行されている。

同規則においてリファンドの対象となるのは、料金改定が行われた2004年12月8日以降の出願で、リファンドを受けるためには、審査着手前に出願放棄の宣言(declaration of express abandonment by way of a petition)を行わなければならない。また、リファンドの請求を放棄の申請と同時か又は2ヶ月以内(期間延長認めず)に行わなければならない、請求がなければ、USPTO はかかる料金を保有できるものと規定されている。

<参考> フェデラルレジスター(官報) Vol. 71, No.47 p12281-12285, March 10, 2006  
<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr12281.pdf>

(了)

---

<sup>1</sup> 35 U.S.C. § 41(d)

<sup>2</sup> 35 U.S.C. § 41(a)(2)

<sup>3</sup> <http://www.uspto.gov/web/patents/hr4818/excerpt4818.pdf>

<sup>4</sup> Federal Register/ Vol. 70, No. 118/Tuesday, June 21, 2005

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/70fr35571.pdf>